

宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年宍粟市条例第98号）による母子家庭、父子家庭及び遺児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	宍粟市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	65-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年宍粟市条例第98号）による母子家庭、父子家庭及び遺児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宍粟市個人番号の利用等に関する条例（平成27年宍粟市条例第33号）別表第1の5の項 宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年宍粟市条例第98号）による母子家庭、父子家庭及び遺児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第1条	宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年宍粟市条例第98号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、（母子家庭等及び寡婦）に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて（母子家庭等及び寡婦の福祉を図る）ことを目的とする。	第1条 この条例は、（母子家庭、父子家庭及び遺児）に係る医療費の一部を助成し、もって（これらの者の福祉の増進を図る）ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年宍粟市条例第98号） 宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（平成21年宍粟市規則第14号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則 第4条第2項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第4条第2項に規定する受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例 第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則 第7条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第7条第1項に規定する資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例 第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則 第4条第4項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第4条第4項に規定する受給者証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例 第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考

届出情報

独自利用事務の対象者	母子家庭、父子家庭及び遺児
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月21日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	